

確認書

学校法人多摩美術大学の理事長である村田晴彦氏は昭和卅八年三月末をもち、本法人の設立する多摩美術大学の事務局長を退職したことがあるが、この時点において本法人の寄附行為により、理事の資格を失い、したがって法的に理事長としての適格性をもたなくなつた。

これに対して村田氏は自分は学識経験理事であるから資格を失わないと、あるいは理事長には任期がないと称してつるえうがあるが、現理事たちは、村田氏の寄附行為に規定するようには学識経験理事に推挙した事実もなく、また寄附行為に理事長任期という規定も存在しない。したがって同氏は現在登記上は依然として理事にとどまつてゐるが、それは同氏が手続を行わなければならず、学校法人の憲法も、寄附行為の重要な規定を各視して、資格を失いながらも理事長の地位にあるとは明白である。

その後村田氏もこのことはやむを得ないと悟つてか再三辞意を表明したため、われわれ理事

は、田崎退職の道を開くため、今更その機会を待たないで、現在同氏が自発的に辞任する気配は全く見られない。

これ以上事態を看過することは、われわれの理事の責任を放棄することにたりするを得ないのか、ここにあらためて村田晴彦氏が理事ならぬに理事長としての資格を失つてつることを確認するためわれわれは署名捺印するものがある。

昭和五十年一月八日

学校法人 多摩美術大学

確認書

学校法人 多摩美術大学の理事長である村田晴彦氏は昭和四十八年三月末をもち、本法人の設立する多摩美術大学の事務局長を退職したところ、この時点において本法人の寄附行為により、理事の資格を失い、したがって法的に理事長としての適格性をもたなくなつた。

これに対して村田氏は、自分は学識経験理事であるから資格を失わないとあるは理事の長には任期がないと称してゐるが、現理事たちは、村田氏を寄附行為に規定するようには学識経験理事に推荐した事実もなく、また寄附行為に理事の長無任期という規定も存在しない。したがって同氏は現在登記上は依然として理事にとどまつてゐるが、それは同氏が手続を行わなければならず、学校法人の憲法もいづれが寄附行為の重要な規定を吾視して、資格を失いながらも理事長の地位にあるとは明白である。

その後村田氏もこのことはやむを得ないと悟つてか再三辞意を表明したため、われわれ理事

No.

昭和四十五年二月十五日 理事長に手渡す

昭和 年 月 日

多摩美術大学

は、田崎退職の道を閉ざされ、今またその機会を待つたのであるが、現在同氏が自発的に辞任する気配は全く見られない。

これ以上事態を看過することは、われわれ理事の責任を放棄することになり、これを得ないのか、ここにあらためて村田晴彦氏が理事ならぬに理事長としての資格を失つてゐることを確認するにあらわれれば署名捺印するものがある。

昭和五十年一月八日

学校法人 多摩美術大学

理事 斎藤彰雨

大石憲治

高橋瑞寿男

山根国利

岡田春平

No.